

岩手県告示第 864 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨水沢市姉体地区（第 2 期）土地区画整理組合理事長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢区姉体町地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 12 月 14 日から平成 20 年 3 月 25 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（出来形確認測量）